

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	撤去命令等		
例規名 根拠条文	黒潮町庁舎管理規則 第4条第2項		
例規番号	平成18年規則第6号		
<p>【根拠条文】 (禁止行為) 第4条 庁舎においては次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 示威又は喧騒にわたる行為をすること。 (2) 庁舎及び物件をき損し、庁舎の美観を損し、又は不潔な行為をすること。 (3) 危険な場所又は指定された場所以外の所において喫煙し又は火気を取り扱うこと。 (4) 正当な理由なく凶器、爆発物等の危険物を持ち込むこと。 (5) 勤務中正当な理由なく職員に面会を強要すること。 (6) 庁舎に用務の無いものが、みだりに立ち入ること。 2 町長は、前項各号の規定に違反したものに対しては直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられたものが物件を撤去しないときは、町長は当該物件を撤去する事ができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町庁舎管理規則 第5条第3項		
例規番号	平成18年規則第6号		
<p>【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第5条 庁舎において次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 町の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。 (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。 (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し及び回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。 (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。 (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声機、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。</p> <p>3 町長は、第1項の許可を受けたものが、その許可の内容又は前項の条件、若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられたものが物件を撤去しないときは、町長は当該物件を撤去することができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

担当部署: 総務課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町マイクロバス使用に関する規則 第5条		
例規番号	平成20年規則第20号		
【根拠条文】 (使用許可の変更・取消し) 第5条 町長は、次の各号に該当する場合は、バスの使用許可を与えた後においても、当該許可を変更し、又は使用を取り消すことができる。 (1) 公務上バス使用が発生した場合。その際には、5日前までに使用団体に連絡をするものとする。 (2) 災害、その他不時緊急のため運行上安全が危ぶまれると判断される場合 (3) バス使用許可申請書の記載事項に虚偽の事実があった場合 (4) この規則に違反し、又はこの規則に基づく指示に従わない場合 (5) 前各号で許可を変更又は取消したことにより、使用者が受ける損害については、町はその責めを負わない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 総務課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町分担金賦課徴収条例 第2条		
例規番号	平成18年条例第62号		
<p>【根拠条文】 (賦課徴収) 第2条 分担金は、別表に掲げる事業について特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から受益の限度においてこれを徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第3条 分担金は、当該事業に係る事業費を基礎とし、金額は別表に定める賦課率により算出された額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町行政財産の目的外使用料条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第63号		
<p>【根拠条文】 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可する場合(以下「行政財産の目的外使用」という。)は、同法第225条の規定に基づき、法令又は他の条例に定めのある場合を除き、この条例により使用料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (使用料)</p> <p>第2条 使用料の年額は、別表に掲げる額とする。</p> <p>2 前項の使用料は、これを前納させなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めるときは、年度ごとに分割して納入させ、又は当該年度において随時に納期を定めて納入させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条文	黒潮町手数料徴収条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年条例第64号		
<p>【根拠条文】 (徴収) 第5条 手数料は、閲覧、照合及び証明、謄本、抄本その他交付申請の際徴収する。 2 申請事項の不分明等の場合は、これを訂正させた上受理し、法令等の理由により受理できない場合は、手数料を還付する。 3 手数料を納付した後、申請の事由を変更し、又はこれを取り消しても手数料は、還付しない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (種類及び金額等) 第2条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。 2 前項に掲げる証明及び謄本、抄本又は図面の謄本は1枚をもって1件とする。 3 2種類以上の事項を同一紙に証明するときは、1種類1件とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 総務課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町公共用財産管理条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第68号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることができる。 (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 詐欺その他不正の行為によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。 (1) 国又は地方公共団体が公共用財産に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 許可を受けた者以外の者に第3条第1項各号に掲げる行為を許可する公益上の必要が生じたとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共用財産の管理上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条文	黒潮町公共用財産管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成18年条例第68号		
<p>【根拠条文】 (使用料等) 第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料又は採取料を黒潮町に納付しなければならない。</p> <p>2 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものの公共用財産の使用料又は採取料の額は、算定した当該使用料又は採取料の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町公共用財産管理条例 第14条		
例規番号	平成18年条例第68号		
【根拠条文】 (過料) 第14条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は採取料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 総務課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成18年条例第69号		
<p>【根拠条文】 (指定の取消し等) 第11条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、選定委員会に諮って、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。</p> <p>2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

担当部署: 総務課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条文	黒潮町大方球場条例 第8条第1項		
例規番号	平成18年条例第99号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第8条 球場の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがある。 (1) 前条の事由が発生したとき。 (2) 条例又は許可の条件に違反したとき。 (3) 本町において必要が生じたとき。 2 前項により使用者が受ける損害については、町はその責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町大方球場条例 第9条本文		
例規番号	平成18年条例第99号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第9条 球場の使用料は、第5条の規定により使用許可を受けた者で球場及び附属設備を利用しようとするものは、別表に定める額によって算定した使用料の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納付しなければならない。ただし、町長において必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 300

担当部署: 情報防災課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成29年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の許可を受けた者に対し、当該許可の取消し又は行為の中止若しくはタワーからの退去を命ずることができる。 (1) 災害の発生又はそのおそれがあるとき。 (2) 前条第3項各号の規定に該当するとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 情報防災課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町火入れに関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第22号		
<p>【根拠条文】 (許可後における指示) 第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第21条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 情報防災課

処分の概要	分担金等の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例 第4条第1項		
例規番号	平成22年条例第18号		
<p>【根拠条文】 (分担金等) 第4条 町長は、施設の建設に当たり、法第224条及び第225条の規定に基づき、事業者から分担金等を徴収する。</p> <p>2 分担金等の額は、高知県から交付を受ける補助金の算定の基礎となる額に別表に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 分担金等は、事業を行う年度において一括して徴収するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町税外収入の延滞金及び滞納処分費等の徴収条例 第3条第1項		
例規番号	平成18年条例第65号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第3条 税外収入金を納期限までに納付しない場合においては、その納付すべき金額の不足額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項に定める延滞金の額の計算の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 第1項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる不足額に1,000円未満の端数があるとき、又はその不足額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 第1項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第3条の規定による。 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和5年9月20日

ID: 123

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町国民健康保険条例 第8条から第10条まで		
例規番号	平成18年条例第129号		
<p>【根拠条文】 (罰則)</p> <p>第8条 この町は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第9条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由がなく国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料を科する。</p> <p>第10条 この町は、偽りその他不正の行為により保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第11条の規定による。</p> <p>第11条 前3条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限はその発付の日から起算して10日以上経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条文	黒潮町後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第22号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 町長は、特別な事由がある者については、その延滞金を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第2条の規定による。 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和3年7月5日

ID: 127

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例規番号	平成20年条例第22号		
<p>【根拠条文】 (罰則)</p> <p>第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第8条 黒潮町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(黒潮町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第9条の規定による。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 149

担当部署: 住民課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成18年条例第140号		
<p>【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料) 第8条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定による一般廃棄物の分別に係る家庭ごみ、粗大ごみ及び小動物の死体の収集、運搬及び処分について、次のとおり占有者から手数料を徴収する。</p> <p>(1) 家庭用指定袋について、1袋につき大50円、中40円及び小30円 (2) 粗大ごみ用指定証票について、1枚につき50円 (3) 犬、ねこ等小動物の死体について、1頭につき300円</p> <p>2 事業活動に伴うごみについては、規則に定めるもの以外については法第3条に基づき事業者自ら適正に処分しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 住民課

処分の概要	永代使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第144号		
<p>【根拠条文】 (永代使用料等) 第6条 第4条の規定により、使用の許可を受けた場合は、別表に定める永代使用料及び業務委託手数料(以下「永代使用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、使用許可後10年を経過した墓地の業務委託手数料は、徴収しないことができる。 2 前項の永代使用料等は、許可の際納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 住民課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例 第14条第1項		
例規番号	平成18年条例第144号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第14条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、墓地の使用許可を受けたことが明らかになったとき。</p> <p>(2) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 使用者は、前項の規定により使用許可の取り消しを受けたときは、速やかに使用場所を現状に復し返還しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 住民課

処分の概要	利用許可の取消し		
例規名 根拠条項	黒潮町営大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第145号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第6条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を取り消し、又は利用を制限することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 他の利用者の利用を著しく妨げる行為をしたとき。 (3) 許可を受けた共同墓地を目的外に利用し、その利用権を他に譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>2 前項の処分により、利用者が被った損害については、町は一切その責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 住民課

処分の概要	利用許可の取消し		
例規名 根拠条文	黒潮町六地蔵共同墓地設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を取り消し、又は利用を制限することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 他の利用者の利用を著しく妨げる行為をしたとき。 (3) 許可を受けた共同墓地を目的以外に利用し、その利用権を他に譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>2 前項の処分により、利用者が被った損害については、町は一切その責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 住民課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町立横浜地区納骨堂の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第251号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第8条 町長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を取り消し、又は利用制限をすることができる。 (1) この条例に違反する行為を行ったとき。 (2) 秩序を乱す行為をし、又はするおそれがあるとき。 (3) その他施設の管理上特に不適當な行為をし、又はするおそれがあるもの</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町立横浜地区納骨堂設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (利用許可の停止及び取消し) 第5条 町長又は指定管理者は、許可した施設の利用が目的に反し、次の各号のいずれかに掲げる事態があると認めるときは、利用を停止し、又は取り消すものとする。 (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 勝手に附属物を変更した場合 (3) 個人の既存の権利を他人に譲渡した場合</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成の制限		
例規名 根拠条項	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第5条		
例規番号	平成19年条例第283号		
<p>【根拠条文】 (助成の制限) 第5条 ひとり親家庭医療費は、助成対象者の属する世帯の構成、所得等に基づき、規則で定める者については、助成しない。 2 ひとり親家庭医療費は、助成対象者に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合において、その医療に要する費用の一部又は全部について助成対象者が、第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において助成しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第7条		
例規番号	平成19年条例第283号		
<p>【根拠条文】 (返還) 第7条 町長は、偽りその他不正行為によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者に対し、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	褒章の返還		
例規名 根拠条項	黒潮町長寿褒章の支給に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第119号		
<p>【根拠条文】 (褒章の返還) 第8条 町長は、虚偽の申請その他不正行為により褒章の支給を受けた者があるときは、既に支給した褒章の全部又は一部を返還させ以後の褒章は支給しないことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 96

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成費の支給制限		
例規名 根拠条項	黒潮町福祉医療費助成に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第120号		
<p>【根拠条文】 (助成費の支給制限) 第8条 助成対象者が、疾病又は負傷について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成費の額に相当する金額を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成費の返還		
例規名 根拠条項	黒潮町福祉医療費助成に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第120号		
<p>【根拠条文】 (助成費の返還) 第9条 町長は、詐欺その他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成費の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	手当支給の停止		
例規名 根拠条項	黒潮町心身障がい児(者)福祉手当の支給に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第121号		
<p>【根拠条文】 (手当支給の停止) 第9条 町長は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の全部又は一部の支給を停止することができる。 (1) 心身障がい児(者)の監護を著しく怠っているとき。 (2) 正当な理由がなくして第13条又は第14条の規定による指示に応じなかったとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	手当の返還命令		
例規名 根拠条項	黒潮町心身障がい児(者)福祉手当の支給に関する条例 第10条		
例規番号	平成18年条例第121号		
<p>【根拠条文】 (手当の返還) 第10条 町長は、虚偽その他不当な手段により手当の支給を受けた者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 296

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条文	黒潮町介護保険条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、その保険料額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 延滞金の額を計算する場合の年当たりの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 町長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第8項の規定による。 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>8 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成29年3月31日	最終変更年月日	令和3年7月5日

ID: 135

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条文	黒潮町介護保険条例 第13条から第16条まで		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第13条 黒潮町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 黒潮町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第16条 黒潮町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第17条までの規定による。</p> <p>第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 138

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	支給の停止及び制限		
例規名 根拠条項	黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例 第7条		
例規番号	平成20年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (支給の停止及び制限) 第7条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2条に規定する認定要件を喪失したとき (2) 受給者が支給を辞退したとき (3) 手当を支給することが適当でないと町長が認めたとき <p>2 被介護者及び受給者に町税等の滞納があるときは、手当の支給をしないものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 139

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	手当の返還及び認定の取消し		
例規名 根拠条項	黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例 第9条		
例規番号	平成20年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (手当の返還) 第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により手当の支給を受けた者がいると認めるときは、既に支給した手当の全部又は一部を返還させ、認定を取り消すものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第137号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第8条 設置の目的に支障のない限りにおいて私的利用者(営利行為を含む。)から施設の使用申請により許可した場合は、別表に定めるところにより算定した、使用料の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を徴収することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 農業振興課

処分の概要	経費の賦課徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第66号		
<p>【根拠条文】 (趣旨)</p> <p>第1条 町営土地改良事業に要する経費について土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において準用する法第36条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条の規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合にはこの条例の定めるところによる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (賦課の基準等の決定)</p> <p>第2条 前条の賦課の額は各年度ごとに当該事業に要する経費のうち国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において町長が決める。</p> <p>2 前項の賦課の基準並びにその徴収の時期及び方法は、町議会の承認を経て町長が定める。これを変更するときもまた同様とする。</p> <p>3 前項の賦課の基準を定めるに当たっては、当該事業についてその施行に係る地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。</p> <p>4 町長が指定する町営土地改良事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、県が当該事業につき国から交付を受けた補助金の額に相当するものを第2項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 174

担当部署: 農業振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第7条第2項		
例規番号	平成18年条例第158号		
<p>【根拠条文】 (使用) 第7条 使用者は、管理者が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。 2 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は退館を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 農業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第8条本文		
例規番号	平成18年条例第158号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 使用の許可を受けた者は、規則で定める使用料を納入しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 農業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第13条第1項		
例規番号	平成18年条例第170号		
<p>【根拠条文】 (使用料の徴収及び期日) 第13条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に対し、別表に定める額によって算出された合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書による納付、集金又は口座振替の方法によって毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは随時に徴収することができる。</p> <p>3 使用料の納付期日は、毎使用月の終期の属する月の翌月の末日までとする。ただし、前項ただし書の納付期日は、この限りではない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 農業振興課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第16条		
例規番号	平成18年条例第170号		
【根拠条文】 (手数料) 第16条 排水設備工事指定業者の指定審査等に関する手数料は、次に掲げるところにより申請の際に徴収する。 (1) 審査手数料 排水設備工事指定業者の指定審査 1件につき新規の場合 2万円 更新の場合 1万円 (2) 登録手数料 責任技術者の登録 1件につき新規の場合 5,000円 更新の場合 3,000円 技能者の登録 1件につき新規の場合 5,000円 更新の場合 3,000円 (3) 試験手数料 責任技術者試験 1件につき 5,000円 技能者試験 1件につき 3,000円 (4) 検査手数料 排水設備の工事の検査 1件につき 1,000円 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 農業振興課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第18条		
例規番号	平成18年条例第170号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収) 第18条 町長は、第6条の規定により使用者を定めたときは、当該使用者から第12条に規定する使用開始の届出日から6箇月以内に分担金を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第17条の規定による。 (分担金) 第17条 使用者分担金の額は10万円とする。ただし、施設の供用が開始された日から起算して1年以内に排水設備を設置利用開始をした場合は分担金は4万円とする。1年以降2年以内であれば分担金は6万円とする。2年目以降3年以内であれば分担金は8万円とする。 2 第7条で猶予されたものについては、町長が定める。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 農業振興課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第21条		
例規番号	平成18年条例第170号		
<p>【根拠条文】 (督促及び滞納処分) 第21条 この条例の規定により納付すべき使用料及び分担金の滞納者に対する督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、黒潮町税外収入の延滞金及び滞納処分費等の徴収条例(平成18年黒潮町条例第65号)の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和5年9月20日

ID: 241

担当部署: 農業振興課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第23条第1項		
例規番号	平成18年条例第170号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第23条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、1万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第8条の承認を受けないで、排水設備の工事を実施したもの (2) 第10条の規定に違反して、排水設備の新設等の工事を実施したもの (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 前項に該当する使用者に対し、その施設を撤去させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 農業振興課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町排水設備工事指定業者に関する規則 第10条第1項		
例規番号	平成18年規則第126号		
<p>【根拠条文】 (指定の停止等) 第10条 町長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条に掲げる要件を欠くに至ったとき。 (2) 前条の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認めたとき。</p> <p>2 前項の処分による損害については、町はその責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 農業振興課

処分の概要	責任技術者等の登録の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町排水設備工事指定業者に関する規則 第21条第1項		
例規番号	平成18年規則第126号		
<p>【根拠条文】 (責任技術者等の登録の停止等) 第21条 町長は、責任技術者又は技能者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を停止し、又は取り消すことができる。 (1) 下水道に関する法令、条例及び規則等の規定に違反したとき。 (2) その他責任技術者又は技能者として、好ましくない行為があったとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認めたとき。 2 前項の処分による損害については、町はその責めを負わない。 3 責任技術者又は技能者は、登録を取り消された場合は、直ちに責任技術者証又は技能者証を町長に返納しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

担当部署: まちづくり課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条文	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第16条第1項
例規番号	平成18年条例第175号
<p>【根拠条文】 (家賃の徴収)</p> <p>第16条 町長は、町営住宅の入居者から、第12条第4項の入居指定日から当該入居者が当該町営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定に基づく請求をした場合にあっては第32条第1項若しくは第37条第1項の期限として指定した日の前日又は当該町営住宅を明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項の規定に基づく請求をした場合にあっては当該請求をした日)までの間、家賃を徴収するものとする。</p> <p>2 町営住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で当該町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 町営住宅の入居者が新たに入居した場合又は当該町営住宅を明け渡した場合において、当該入居者の当該入居し、又は明け渡した日の属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 町営住宅の入居者が第41条に規定する手続を経ないで当該町営住宅を立ち退いた場合における第1項の規定の適用については、町長が認定した日をもって当該入居者が当該町営住宅を明け渡した日とする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第13条、第31条、第39条及び第40条の規定による。(家賃等)</p> <p>第13条 町営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、次条第2項の規定により認定された町営住宅の入居者の収入(同条第3項の規定により更正された場合にあっては、当該更正された後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令第2条に定める方法により算出した額とする。ただし、町営住宅の入居者から次条第1項の収入の申告がない場合(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)において、第36条第1項の規定に基づく請求をしたにもかかわらず、当該入居者が当該請求に応じないときは、当該町営住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に定める方法により算出した額とする。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 第29条第1項の規定により収入超過者として認定された町営住宅の入居者に係る当該町営住宅の毎月の家賃の額は、当該認定をされている間(当該入居者が当該認定をされている間に当該町営住宅を明け渡したときは、当該認定をされた日から当該明け渡した日までの間)は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項(第14条第1項ただし書に規定する場合にあっては、政令第8条第3項において準用する同条第2項)に定める方法により算出した額とする。 (町営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、前条の申出をした町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃の額が従前の町営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第31条又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 町長は、町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃の額が従前の町営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要</p>	

があると認めるときは、第13条第1項、第31条又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考

設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	令和 5 年 9 月 20 日
-------	------------------	---------	-----------------

ID: 262

担当部署: まちづくり課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第33条第1項		
例規番号	平成18年条例第175号		
<p>【根拠条文】 (高額所得者に対する家賃等) 第33条 第29条第2項の規定により高額所得者として認定された町営住宅の入居者に係る当該町営住宅の毎月の家賃の額は、当該認定をされた日から前条第1項の期限として指定された日までの間(当該入居者がその間に当該町営住宅を明け渡したときは、当該認定をされた日から当該明け渡した日までの間)は、第13条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた町営住宅の入居者が同項の期限が到来しても当該町営住宅を明け渡さないときは、町長は、当該期限が到来した日の翌日から当該町営住宅を明け渡す日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第15条の規定は、前項の金銭について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

担当部署: まちづくり課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第45条第1項		
例規番号	平成18年条例第175号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納付等) 第45条 使用の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を納付しなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃に相当する額の合計は、前項の使用料の額を超えてはならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 265

担当部署: まちづくり課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第49条		
例規番号	平成18年条例第175号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可の取消し) 第49条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用の許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: まちづくり課

処分の概要	中堅所得者等による使用の家賃の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第51条		
例規番号	平成18年条例第175号		
<p>【根拠条文】 (家賃)</p> <p>第51条 前条の規定に基づき町営住宅を使用する者に係る当該町営住宅の毎月の家賃の額は、その者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額とする。</p> <p>2 前項の収入については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは、「第52条第2項において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日

ID: 269

担当部署: まちづくり課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第58条		
例規番号	平成18年条例第175号		
【根拠条文】 (罰則) 第58条 偽りその他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた町営住宅の入居者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: まちづくり課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条文	黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第15条第1項		
例規番号	平成18年条例第176号		
<p>【根拠条文】 (家賃の納付) 第15条 家賃は、第11条第4項の入居可能日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日(第28条による明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求があった日)まで徴収する。 2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分を納付しなければならない。 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は1箇月を30日として日割計算した額とする。 4 入居者が第27条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第14条の規定による。 (家賃の決定及び変更) 第14条 特定公共賃貸住宅の家賃は、施行規則第20条に規定する算出方法により算出された額の範囲内において別表のとおり定める。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。 (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。 (2) 近傍同種の民間賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。 (3) 特定公共賃貸住宅について改良をしたことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: まちづくり課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第31条		
例規番号	平成18年条例第176号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第31条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は入居者負担額の一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

担当部署: まちづくり課

処分の概要	入居許可の取消し		
例規名 根拠条項	黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第178号		
<p>【根拠条文】 (入居許可の取消し) 第8条 町長は、住宅の入居を許可された者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前条第1項又は第2項の手続をしないとき。</p> <p>(2) 前条の手続完了の日から20日以内に入居しないとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

担当部署: まちづくり課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例 第13条第1項		
例規番号	平成18年条例第178号		
<p>【根拠条文】 (家賃の納付) 第13条 家賃は、第9条の規定により入居を開始した日から徴収する。 2 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。ただし、その期限となる日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日若しくは1月3日(以下この条において「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後の直近の日曜日等以外の日をもって当該期限とみなす。 3 入居者が新たに住宅に入居した場合、又は立ち退いた場合において、その月分の使用期間が1箇月に満たないときはその月の家賃は日割計算とする。 4 入居者が、第18条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、前項の規定にかかわらず町長が明渡しの日を認定しその日までの家賃を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第10条の規定による。 (家賃額の決定) 第10条 町営改良住宅の家賃は、法第29条第3項、令第13条の2及び要領第3に規定する算出方法により算定した額の範囲内において別表のとおり定める。 2 第4条第2項に規定する資格により入居する場合の家賃は、前項の規定にかかわらず黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の規定を準用するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条文	黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成24年条例第13号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第6条 町長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取消することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する規則第8条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用許可の取消し) 第8条 町長は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条による使用者の決定を取り消し直ちに退去させることができる。 (1) 法令に違反する行為を行ったとき。 (2) 他の使用者に著しく迷惑となる行為を行ったとき。 (3) 長期間休業し、町長が使用を不相当と認めたとき。 (4) 使用料を3箇月以上滞納したとき。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成24年条例第13号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表第2に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成19年条例第269号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第5条 町長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取消することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 許可条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文、黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する規則第11条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用者の取消し) 第11条 町長は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条による使用者の決定を取り消し直ちに退去させることができる。 (1) 法令に違反する行為を行ったとき (2) 他の使用者に著しく迷惑となる行為を行ったとき (3) 長期間店舗を休業し、町長が使用を不相当と認めたとき (4) 使用料を3箇月以上滞納したとき</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成19年条例第269号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第6条 使用者は、月額7,142円に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 産業推進室

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成26年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第9条 指定管理者は、次の3号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が、この条例の規定に違反したとき。 (2) 利用者が、利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定により同項の処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町都市公園条例 第17条第1項(第30条及び第32条第2項において準用等する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (使用料の額と納付) 第17条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 町長は、都市公園の使用の許可期間が3箇月を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該許可に係る使用料を次の各号に掲げる期間の区分により分割して徴収することができる。この場合、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始めの月の月末までに徴収するものとする。 (1) 第1期 4月から6月まで (2) 第2期 7月から9月まで (3) 第3期 10月から12月まで (4) 第4期 1月から3月まで</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 産業推進室

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	黒潮町都市公園条例 第21条第1項(第30条及び第32条第2項において準用等する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (監督処分)</p> <p>第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、町長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	土佐西南大規模公園(大方地区)運動広場夜間照明施設使用料に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成24年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第4条 照明施設を使用する者は、別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、許可申請手続と同時に納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	土佐西南大規模公園(大方地区)運動広場夜間照明施設使用料に関する規則 第4条		
例規番号	平成24年規則第7号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、使用の許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。この場合、使用者に生じた損害については、一切その責務を負わない。 (1) この規則に反すると認めたとき。 (2) 法令に違反する行為を行ったとき。 (3) その他管理者においてその使用が不相当と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	令和2年条例第8号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可の取消し等) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は使用の許可の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたことが明らかとなったとき。 (3) 許可を受けずにその使用目的又は使用方法を変更したとき。 (4) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が必要があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	令和2年条例第8号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第11条 使用者は、別表に掲げる区分により算定した使用料の額にその額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年条例第107号		
【根拠条文】			
(使用許可の取消し等)			
第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を制限し、又は使用許可の条件を変更し若しくは使用の許可を取り消すことができる。			
(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(2) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたことが明らかとなったとき。			
(3) 許可を受けずその使用目的又は使用方法を変更したとき。			
(4) 使用者が許可の条件に違反したとき。			
(5) 前条第2項各号のいずれかに該当するものと認められるとき。			
2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、町及び管理者は、その賠償の責めを負わない。			
【基準】			
根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。			
(町立施設の暴力団の利用制限)			
第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 75

担当部署: 地域住民課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p>【根拠条文】 (入場の制限) 第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入場を拒み、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1) 善良な風俗を乱すと認められる者及び他人に危害を加え、又迷惑になる行為をする者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類及び爆発物その他の危険物を所持している者</p> <p>(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者</p> <p>(4) 前条各号のいずれかに違反した者</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、関係職員の指示に従わない者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第11条 使用の許可を受けた者は、別表に掲げる区分により算定した使用料の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納入しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する条例 第9条本文		
例規番号	平成18年条例第113号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第9条 老人憩の家の使用料は、別表に掲げる区分により、使用料に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額)を納入しなければならない。ただし、別に定める場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 92

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する条例 第5項第1項		
例規番号	平成18年条例第113号		
【根拠条文】			
(使用許可の取消し等)			
第5条 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては使用を制限し、又は使用許可の条件を変更し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。			
(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(2) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたことが明らかとなったとき。			
(3) 許可を受けず、その使用目的又は使用方法を変更したとき。			
(4) 使用者が許可の条件に違反したとき。			
(5) 前条第2項各号のいずれかに該当するものと認められるとき。			
2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、町長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。			
【基準】			
根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。			
(町立施設の暴力団の利用制限)			
第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 93

担当部署: 地域住民課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する規則 第10条		
例規番号	平成18年規則第64号		
<p>【根拠条文】 (入場の制限) 第10条 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入場を拒み、又は退場を命ずることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 善良な風俗を乱すと認められる者及び他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者 (2) 正当な理由がなく、銃砲、刀剣の類及び爆発物その他の危険物を所持している者 (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者 (4) 前条各号のいずれかに違反した者 (5) 前各号に掲げる場合のほか、関係職員の指示に従わない者 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 105

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町立町民館使用条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第124号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第5条 使用の許可を与えた後でも町長において必要があるとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を制限し、又は許可を取り消すことができる。 (1) 町民館業務のため必要が生じたとき。 (2) 使用料を納付しないとき。 (3) 許可を受けずその使用目的又は使用方法を変更したとき。 (4) 前条の規定に該当するものと認められたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 106

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町立町民館使用条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年条例第124号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第9条 町民館の使用を許可したときは、別表に掲げる区分により使用料に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、これを前納しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を徴収しない。</p> <p>(1) 社会教育法第10条の規定による社会教育団体が研修に使用するとき。</p> <p>(2) 官公署の集会のとき。</p> <p>(3) 町長において必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 111

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用の停止命令等		
例規名 根拠条項	黒潮町同和対策事業共同施設及び共同利用農漁機具の管理に関する規則 第10条		
例規番号	平成18年規則第81号		
<p>【根拠条文】 (使用の停止及び禁止) 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用の停止又は禁止を命ずることができる。</p> <p>(1) 公益を害し、関係法令、条例等の規定に違反し、又は行政指導を守らなかったとき。</p> <p>(2) 施設等を破損し、それを原形に復さず保管状況が良好でないと認められたとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、運営委託することが不相当と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 118

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町農山漁村同和対策事業共同施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第127号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 この施設を管理する黒潮町(又は利用者が組織する団体)は、維持管理に要する経費に充てるため、施設利用者より使用料を徴収することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日

ID: 128

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町国民健康保険診療所設置及び管理条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第131号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第4条 町長は、被保険者及びその他の者(以下「使用者」という。)が前条の規定による診療所を使用した場合は使用料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (使用料の算定) 第5条 前条の規定により徴収する使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第22項の規定により厚生労働大臣の定める療養に要する費用の額の算定方法により算定した額及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第30条の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項及び第53条第2項の規定により算定した額とする。 2 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体又は社会保険団体が町長と契約した診療等に係るものについては、当該契約で定める算定方法により算定した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 地域住民課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町国民健康保険診療所設置及び管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第131号		
<p>【根拠条文】 (手数料)</p> <p>第6条 使用者から事実の確認について申請のあったときは、法令に特別の定めがあるもののほか、その者から次のとおり手数料を徴収する。</p> <p>(1) 健康診断書 1通につき 幡多医師会の診断書及び証明料内規による額</p> <p>(2) 死亡診断書 1通につき 上記に同じ</p> <p>(3) 死体検案書 1通につき 上記に同じ</p> <p>(4) その他証明書等 1通につき 上記に同じ</p> <p>2 介護保険法第27条及び第46条の規定によりサービスの提供をした場合に徴収する手数料は法令に基づき算定した額とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 地域住民課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条文	黒潮町国保保健福祉支援センターの設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第138号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を停止させ、若しくは利用の許可を取消し、又は許可の条件を変更することができる。 (1) 前条第1項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 利用者が、利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が、特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 143

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町国保保健福祉支援センターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第138号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納付) 第9条 高齢者生活福祉センターを使用するものは、「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について(厚生省老人保健福祉局長通知平成12年9月27日老発第655号)」による「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」の別表による「居住部門利用料(月額)」を使用料として町に納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 147

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町総合保健センター設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年条例第139号		
【根拠条文】			
(使用許可の取消し等)			
第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保健センターの使用を制限し、又は使用許可の条件を変更し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。			
(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(2) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたことが明らかとなったとき。			
(3) 許可を受けずその使用目的又は使用方法を変更したとき。			
(4) 使用者が許可の条件に違反したとき。			
(5) 前条第2項各号のいずれかに該当するものと認められるとき。			
2 前項の場合において、使用者に損害が生じても町及び管理者は、その責めを負わない。			
【基準】			
根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。			
(町立施設の暴力団の利用制限)			
第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町総合保健センター設置及び管理に関する条例 第9条第2項		
例規番号	平成18年条例第139号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第9条 使用料は、無料とする。 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、使用料を徴収することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	同和対策事業によって取得した財産の設置及び運営管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第128号		
<p>【根拠条文】 (使用料の徴収) 第5条 町長は、前条の規定により使用を許可した場合は、使用料を徴収することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第149号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可の停止又は取消し) 第6条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を停止し、又は取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第149号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 機械施設の維持管理に要する経費に充てるため利用者から使用料を徴収するものとする。</p> <p>2 使用料は、機械施設の格納庫1箇月当たり2,600円にその額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、利用する期間が1箇月未満の場合は、1箇月を30日として日割計算した額とする。</p> <p>3 利用者は、利用する月の月末までに使用料を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用許可の取消し		
例規名 根拠条項	黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第157号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第6条 指定管理者は、林業センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認める場合においては、林業センターの利用を制限し、又は利用許可の条件を変更し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたことが明らかとなったとき。 (3) 許可を受けずその利用目的又は利用方法を変更したとき。 (4) 許可の条件に違反したとき。 (5) 前条第2項各号いずれかに該当するとき。 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、町及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日

ID: 172

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する規則 第14条		
例規番号	平成18年規則第105号		
<p>【根拠条文】 (入場の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入場を拒み、又は退場を命ずることがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 善良な風俗を乱すと認められる者及び他人に被害を加え、又は迷惑になる行為をする者 (2) 正当な理由がなく銃砲、刀剣の類及び爆発物その他の危険物を所持している者 (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者 (4) 前条各号のいずれかに違反した者 (5) 前各号に掲げる場合のほか、関係職員の指示に従わない者 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	船舶等に対する移動命令		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (漁港の区域内の秩序維持) 第6条 町長は、漁港の区域内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に碇泊、停留若しくはけい留(以下「停けい泊」という。)をする船舶(法第39条第5項の規定に違反する行為をした者を除く。)いかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶(法第39条第5項の規定に違反する行為をした者を除く。)に対して移動を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	漂流物の除去命令		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (漂流物の除去命令) 第9条 町長は、漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第17条第1項		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (使用料等) 第17条 甲種漁港施設を使用する者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料により算出された合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を黒潮町に納付しなければならない。</p> <p>2 使用料又は占用料は、前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料又は占用料を減免し、又は分納させることができる。</p> <p>4 既納の使用料又は占用料は、返還しない。ただし、町長において使用者の責めに帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	土砂採取料等の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第18条第1項		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (土砂採取料等) 第18条 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による土砂採取又は占用の許可を受けた者は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料により算出された合計額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を黒潮町に納付しなければならない。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 土砂採取料又は占用料については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第20条		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第20条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置又は原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第5条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定に違反した者 (2) 第13条第2項又は第14条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により第5条第1項の規定による承認又は第13条第1項若しくは第14条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	公益上の必要による許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第21条第1項		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償) 第21条 町長は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による承認若しくは第13条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な処置を命ずることができる。 2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、町は、通常生ずべき損失を補償するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第24条及び第25条		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p>【根拠条文】 (過料)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第6条の規定による町長の命令に従わない者</p> <p>(3) 第7条第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反した者</p> <p>(4) 第9条の規定による町長の命令に従わない者</p> <p>(5) 第10条、第11条第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条の規定に違反した者</p> <p>(6) 第20条又は第21条第1項の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>(詐欺その他不正な行為による過料)</p> <p>第25条 詐欺その他不正な行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第163号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第5条 町長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を停止又は取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 許可条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する規則第6条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (利用許可の停止及び取消し) 第6条 町長は、利用を許可した作業場の施設設備の利用が設置目的に反し、次の各号のいずれかに掲げる事態があると認めたときは利用許可を停止又は取り消すものとする。 (1) 利用者が施設設備の利用について万全の措置を講じその保全に努めなかった場合 (2) 利用者が施設設備を目的外に使用した場合 (3) 利用者が作業場の利用許可に基づく権利を譲渡し、又は転貸した場合 (4) 利用者が許可を得ずして、施設の改造模様替えをした場合</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 194

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第163号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 この施設の維持管理に要する経費に充てるため利用者から使用料を徴収するものとする。</p> <p>2 使用料は、1箇月46,474円にその額にその額消費税(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、当該月の末日までに納付するものとする。1箇月未満の場合は、1箇月を30日として日割計算をする。</p> <p>3 町長は、施設内容に著しい変更があったときは、使用料を改定することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 199

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成26年条例第33号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第9条 指定管理者は、次の各3号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1) 利用者が、この条例の規定に違反したとき。 (2) 利用者が、利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。 2 前項の場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定により同項の処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 201

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成25年条例第46号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1) 利用者が、この条例の規定に違反したとき。 (2) 利用者が、利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。 2 前項の場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定により同項の処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 218

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第167号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第5条 町長は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を停止し、又は取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 許可条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文、黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (利用許可の取消し等) 第6条 町長は、利用を許可した作業場の施設設備の利用が条例第1条の目的に反し、次の各号に掲げる事態があると認めたときは、利用許可を停止し、又は取り消すものとする。 (1) 利用者が施設、設備の利用について万全の措置を講じ、その保全に努めなかった場合 (2) 利用者が施設、設備を目的外に使用した場合 (3) 利用者が作業場の利用許可に基づく権利を譲渡し、又は転貸した場合 (4) 利用者が許可を得ずして、施設の改造、模様替えをした場合</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 219

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第167号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第6条 利用者は、別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日

ID: 244

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p>【根拠条文】 (使用料の徴収) 第11条 町長は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料は、毎使用月における使用について納入通知書による納付又は集金、口座振替の方法によって徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、随時徴収することができる。 3 使用料の納付期限は、納入通知書発行の日の属する月の末日とする。ただし、施設の使用を休止し、又は廃止した場合には、臨時にこれを徴収する。 4 第2項の規定にかかわらず、土木建築等に関する工事の施行に伴う排水のため施設を使用する場合、又はその他施設を一時的に使用する場合において必要と認めるときは、町長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は使用者から施設の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他町長が必要と認めるときに行う。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第14条		
例規番号	平成18年条例第171号		
【根拠条文】 (手数料) 第14条 排水設備工事指定業者の指定審査等に関する手数料は、次に掲げるところにより申請の際に徴収する。 (1) 審査手数料 排水設備工事指定業者の指定審査 1件につき新規の場合 2万円 更新の場合 1万円 (2) 登録手数料 責任技術者の登録 1件につき新規の場合 5,000円 更新の場合 3,000円 技能者の登録 1件につき新規の場合 5,000円 更新の場合 3,000円 (3) 試験手数料 責任技術者試験 1件につき 5,000円 技能者試験 1件につき 3,000円 (4) 検査手数料 排水設備の工事の検査 1件につき 1,000円 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	加入分担金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第15条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p>【根拠条文】 (加入分担金) 第15条 施設の供用開始後において、新たに使用者となる者については、加入分担金を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第16条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p>【根拠条文】 (督促等) 第16条 この条例により納付すべき使用料及び加入分担金の徴収に係る督促及び延滞金については、黒潮町税外収入の延滞金及び滞納処分費等の徴収条例(平成18年黒潮町条例第65号)の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和5年9月20日

ID: 249

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第17条及び第18条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第17条 町長は次の各号のいずれかに該当する者に対して、1万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第6条の確認を受けないで、排水設備の新設等の工事を実施したもの (2) 第8条の規定に違反して、排水設備の新設等の工事を実施したもの (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (使用料を免れた者に対する過料)</p> <p>第18条 町長は偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第173号		
<p>【根拠条文】 (分担金の賦課徴収) 第6条 町長は、前条の規定により受益者の届出があったときは、当該受益者に分担金を賦課するものとする。 2 町長は前項の規定により受益者に分担金を賦課したときは、当該受益者に分担金納入通知をするものとする。 3 受益者は、条例第7条に規定する新設の排水設備計画の確認の日までに、分担金を一括納入しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成18年黒潮町条例第171号。以下「条例」という。)第3条に規定する区域に居住する世帯主若しくは建築物の所有者又は事業等を営む者で当該施設を使用するものをいう。 (分担金の額) 第3条 分担金の額は、前条に規定する家屋1戸につき10万円とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例 第15条		
例規番号	平成30年条例第40号		
<p>【根拠条文】 (家賃の納付) 第15条 家賃は、第9条第4項の入居可能日から若者住宅を明け渡した日(第28条の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求があった日)まで徴収する。</p> <p>2 入居者は、家賃を毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに若者住宅に入居した場合又は、若者住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算した額とする。</p> <p>4 入居者が第27条に規定する手続を経ないで、若者住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第14条の規定による。 (家賃) 第14条 若者住宅の家賃は、月額2万円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町宮拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例 第32条		
例規番号	平成30年条例第40号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第32条 詐欺その他の不正行為により家賃又は入居者負担額の全部又は一部を免れた入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 284

担当部署: 建設課

処分の概要	料金の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第22条第1項		
例規番号	平成18年条例第181号		
<p>【根拠条文】 (料金の納付義務) 第22条 水道料金(量水器及び私設消火栓使用料を含む。以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。 2 共用栓の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第23条の規定による。 (料金) 第23条 料金は、別表第1給水料金表の区分に定める額によって算出された合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した額)とする。ただし、第18条第1項中水道使用者等が設置した量水器については、その使用料を徴収しない。 2 水道使用者等からの届出により使用を休止したときは、水道を使用していない場合であっても量水器の使用料及び検針委託料相当額を徴収する。 3 水道使用者等からの届出により水道を廃止したとき、又は第39条各号により給水を停止したときは、料金を徴収しない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第32条		
例規番号	平成18年条例第181号		
【根拠条文】 (手数料) 第32条 設計手数料及びその他の手数料は、別表第2のとおりとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金及び再接続手数料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第34条本文		
例規番号	平成18年条例第181号		
<p>【根拠条文】 (新設加入分担金等) 第34条 管理者は、配水管から分岐を受けることにより、新たに給水装置を設けた場合及び既設給水装置の増径を行う場合には、量水器を取り付けた者に対し、別表第3に定めるところにより、分担金を徴収することができる。また、廃止の届出後再度の申し込みがあり、量水器を再設置した場合は、再接続手数料を徴収する。ただし、分担金等を徴収することが困難と認められる者その他分担金等を徴収することが適当でない管理者が認める者に対しては、これを減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第38条及び第40条		
例規番号	平成18年条例第181号		
<p>【根拠条文】 (過料)</p> <p>第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を課し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときはこれを賠償させることができる。</p> <p>(1) 第8条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなく第17条第2項の量水器の設置、第24条の使用水量の計量、第35条の検査又は次条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第7条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者 (料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第40条 管理者は詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を課することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	黒潮町水道事業指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	平成18年訓令第91号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。 (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。 (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。 (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第12条各項の規定に違反したとき。 (5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	黒潮町水道事業指定給水装置工事事業者規程 第9条		
例規番号	平成18年訓令第91号		
<p>【根拠条文】 (指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町公民館使用条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第95号		
<p>【根拠条文】 第4条 この条例に違反し、又は使用の承認後に前条各号の事由が生じたときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を生じても町は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 （町立施設の暴力団の利用制限） 第8条 町又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年条例第98号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可の取消し等) 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は使用の許可の条件を変更することができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めるとき。 2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、町は、賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定に基づき同項の処分をした場合であって、当該処分が町の都合によるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	黒潮町上林暁文学館の運営に関する規則 第4条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第23号		
<p>【根拠条文】 (入館の制限) 第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 文学館に展示する文学資料等、施設若しくは設備を損傷するおそれがある者又は他の観覧者に迷惑をかける者 (2) その他文学館の管理上必要な指示に従わない者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町夜間照明施設設置条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第100号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第4条 照明施設を使用する者は、別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の納付は、許可申請手続と同時に納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町夜間照明施設の管理に関する規則 第4条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第26号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、使用の許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。この場合、使用者に生じた損害については、一切その責めを負わない。 (1) この規則に反すると認めたとき。 (2) 法令に違反する行為を行ったとき。 (3) その他管理者においてその使用が不相当と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例 第3条		
例規番号	平成18年条例第101号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第3条 黒潮町立学校体育施設の照明施設等(以下「照明施設」という。)の使用料は、別表に掲げる区分の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第102号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して使用の許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。この場合使用者に生じた損害については、一切その責めを負わない。 (1) この条例又はこれに基づく規定に違反すると認めるとき。 (2) その他管理者又は指定管理者において取消し又は中止を必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第102号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に掲げる区分の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料として納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	黒潮町立浜松教育集会所管理規則 第6条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第28号		
<p>【根拠条文】 (許可取消し) 第6条 使用の許可を与えた後でも、教育長において必要があるとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には使用を制限し、許可を取り消すことができる。 (1) 教育集会所業務のため、必要が生じたとき。 (2) 許可を受けずその使用目的又は使用方法を変更したとき。 (3) 第4条ただし書の規定に該当すると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	保護文化財の現状変更の許可の取消し等		
例規名 根拠条文	黒潮町文化財保護条例 第13条第3項		
例規番号	平成18年条例第104号		
<p>【根拠条文】 (影響行為)</p> <p>第13条 保護文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	保護文化財の保存の措置命令		
例規名 根拠条項	黒潮町文化財保護条例 第14条		
例規番号	平成18年条例第104号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第14条 教育委員会は、保護文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	文化財の出品命令		
例規名 根拠条文	黒潮町文化財保護条例 第15条第2項		
例規番号	平成18年条例第104号		
<p>【根拠条文】 (公開)</p> <p>第15条 教育委員会は、保護文化財の所有者に対し、1箇月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、保護文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、管理、修理又は復旧につき、補助金を交付した保護文化財の所有者に対し、1箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該文化財を出品することを命ずることができる。</p> <p>3 教育委員会は、前2項の規定により、保護文化財が出品されたときは、当該文化財の管理に任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	黒潮町立保育所設置条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第111号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第4条 保育所の使用料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の規定により、規則で定める額とする。 2 町長は、必要があると認めるときは、保育所の使用料を減額し、若しくは免除し、又は保育所の使用料の徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 320

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料		
例規名 根拠条文	黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例 第57条		
例規番号	令和5年条例第18号		
【根拠条文】 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和5年9月20日	最終変更年月日	年 月 日